議　　題

福祉保健関係部課長会議

議題１　重層的支援体制整備事業交付金の基準額引下げ等に伴う対応について
（西尾市提出）

【要旨】

令和３年度に改正社会福祉法で創設された重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」）交付金については、財務省の事業検証結果により交付金基準額が３年間で最大で７割近く引き下げられました。

本市の人口規模（約１７万人）の場合、4,200 万円→3,000 万円→加算含めて 1,540 万円となり、８年度からの重層事業移行のために６年度から財源計画などの準備に着手した本市にとっては想定外の痛手でした。基準額引下げが８年度当初予算編成後に判明したため、本市の対応としては、重層事業の中核機関として開設した窓口（つながりの輪サポートステーション）が生活困窮者自立支援制度の窓口の役割も担うことにしていたため、重層事業交付金の不足分を生活困窮補助金負担金と市の福祉基金を活用して事業規模を大幅縮小することなく何とか財源調整を行うことができました。

また、重層事業交付金については、当初の制度設計では制度の狭間の支援に活用するため、従来の補助金よりは市町村の裁量で幅広い使い方ができるという特色を有していましたが、昨年度の交付金審査では軒並みゼロ査定が連発されていました。

関東地区では低額で制約の多い重層事業交付金を活用せずに重層事業に移行することを検討している自治体もあると耳にしましたが、県下で重層事業（包括的支援体制）に取り組んでいる市町村の対応方法についてご教示ください。

（１）交付金引下げに伴う財源不足への対応（財源調整の方法）について
（例：他制度の補助金の活用、一般財源の追加投入、基金の取り崩し、あるいは事業規模の縮小など、具体的にどのような対応をとられているか、または予定されているか　等）

（２）交付金審査の厳格化（ゼロ査定等）に伴う事業の見直しについて
（例：審査を意識して事業内容や対象経費の整理・変更を行ったか、また工夫された点はあるか　等）

（３）今後の事業継続・移行の方向性（交付金を活用しない選択肢も含めて）について

（例：交付金の活用を続けるか、あるいは国の交付金に依存しない独自の包括的支援体制の構築を検討しているか　等）

議題２　年々増加傾向にある障害福祉サービス費等の適正化を図る対策について（西尾市提出）

【要旨】

本市では、障害福祉サービス及び障害児通所支援事業等にかかる支出額が、毎年数億円ずつ増加しています。

障害児通所支援事業の放課後等デイサービスについては、令和２年度から基準支給量（原則月１５日まで、特別支援学校在籍児等は例外あり）を設定し、適正化を図ってきましたが、年々増加しています。

また、８年度から障害福祉サービスの供給を持続可能なものとするため、市単独事業の障害者扶助料の縮減を図っていますが、さらに手立てがないか模索しているところです。

そこで、障害福祉サービス、障害児通所支援事業、その他サービス等において、各市の対策についてご教示ください。

（１）障害福祉サービスにおける適正化を図る対策について

（例：基準支給量を設定している。年齢制限を設けている）

（２）障害児通所支援事業における適正化を図る対策について

（例：基準支給量を設定している）

（３）その他サービス等における適正化を図る対策について

（例：市単独事業の障害者扶助料を縮減している）

議題３　予防接種デジタル化について（小牧市提出）

【要旨】

国の指示により予防接種事務のデジタル化は、令和８年６月から全国で順次運用が開始されることとなっており、当市でも、令和１０年４月稼働に向け準備を進めています。

国は、予診票や過去の接種記録の管理機能と接種記録及び請求を行う機能に区分されていますが、医療機関のカルテや対象者に領収書を発行するシステムとはつながっておらず、実務上活用が難しい状況であります。このため、国はこれらを仲介するための医療機関アプリの導入を進めており、アプリは複数の事業者から自治体ごとに選定するとされています。

市町村が担う役割として、医師会をはじめ実施医療機関への導入説明に加え、アプリ使用コストの負担も求められている状況です。

そこで、端末整備や運用費の負担の在り方、紙予診票の取扱い、アプリ選定の考え方について整理する必要があるため、各市の予防接種事務デジタル化の考え方についてご教示ください。

（１）予防接種サイトと医療機関アプリのどちらを進めていく考えですか。

a．予防接種サイト（医療機関毎にシステム改修を依頼）

b．医療機関アプリ

c．どちらも進めない

（２）医療機関アプリを導入する場合、現在の進捗状況をお聞かせください。

a．導入する又は予定（導入時期：令和　　年　　月）

b．導入に向けて検討中

（３）医療機関アプリの選定についてどのような基準で進める予定ですか。

a．既に事業者へ発注している、又は発注を内定している。

b．医師会と調整して選定中、又は予定である。

c．自治体で選定した、又は予定である。（プロポ等を活用など）

d．未定（国や他市の状況を基に検討予定）

（４）医療機関における端末整備費・アプリ運用費の負担の在り方をお聞きします。

a．市が全額負担（全額補助）する

b．医療機関に対し費用の一部を補助する

c．そのどちらでもない（具体的に　　）

（5）デジタル化完全移行までの未対応医療機関の取扱いをお聞きします。

a．紙予診票及び請求書を提出してもらい、自治体で予予・請求システムへ結果入力する。

b．個別に医療機関と契約を取り交わし、紙予診票及び請求書を提出してもらい、自治体が記録登録・請求事務を行う又は委託する。

c．紙予診票及び請求書を提出してもらい、医師会等委託先で予予・請求システムへ結果入力する。

d．紙提出は受け付けない

議題４　精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証（精神通院）の交付遅延への対応について（みよし市、長久手市提出）

【要旨】

現在､県における精神障がい者保健福祉手帳及び自立支援医療費受給者証(精神通院)の交付が、標準処理期間（４８日）を大幅に超えて遅延しており、申請者に下記の不利益が生じている状況にあります。

そこで、各市の現状や対応策についてご教示ください。

【主な不利益】

・手帳：交通・公共料金等の割引、税制優遇（障害者控除)、障害者雇用枠での就労機会など、各種支援を交付まで受けられない。

・受給者証：原則１割に軽減される医療費が､交付されるまでの間は３割負担となり、継続的な通院・服薬が必要な精神疾患の特性上、受診抑制や症状悪化のリスクがある。更新時の遅延では空白期間が毎年繰り返される。

【関連法令等】

・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 45 条（手帳）

・障害者総合支援法 第 54 条（自立支援医療）

・行政手続法 第 6 条（標準処理期間）

（１）申請者への状況説明・フォローの方法について

（２）受給者証の空白期間が生じた際の対応について

（例：手帳の申請があった旨の証明書の発行、医療機関・薬局との調整等）

（３）遅延解消に向けて市として取り得る対応策について

（４）県に対して改善要請・照会を行った事例はありますか

議題５　介護保険サービス利用者の福祉サービス追加利用について（みよし市提出）

【要旨】

介護保険の支給限度額を超えた分を、障がい福祉サービスで追加利用申請されるケースが年々増加しています。それに伴い、障害支援区分認定調査、障害支援区分認定審査会の件数も増加しており、その他事務負担も増加していますが、本市では現状、支給上限を設けず、ケアプランにより支給している状況です。

そこで、介護保険サービス利用者から、介護保険の支給限度額を超えた分を障がい福祉サービス（居宅介護等）にて申請があった場合の各市の対応について、ご教示ください。

（１）支給決定や、支給サービス種別、支給量に制限や上限を設けていますか。
　　設けている場合、根拠となる要綱等の定めについてご教示ください。
（２）認定調査を誰が行っていますか。
（３）相談支援専門員による計画相談が作成されていますか。
　　作成されていない場合、何を根拠に福祉サービスの支給決定が行われていますか。
（４）障がい福祉サービスのみを利用する場合とは異なる担当者会議や書類の提出等を求めていますか。
（５）その他、課題に感じていることについて